

事務事業名	市債管理基金事務				担当	総務部 企画課 財政係			
政策名	G	効率的で市民にわかりやすいまちづくり				電話番号	0285-83-8104		
施策名	4	健全な財政運営				☐ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画					事業期間	☐ 単年度のみ			
法令根拠	地方自治法 地方財政法 市債管理基金条例 真岡市財務規則					☒ 単年度繰返（開始年度 昭和59 年度～）			
予算科目	1. 一般会計	2. 総務費	1. 総務管理費	6. 企画費		☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）			
事業概要	・市債の償還及び市債の適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる健全な財務の運営に資するため設置された基金の管理事務である。 【基金の管理】 ・基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理している。 ・財政上必要があるときと認めるときは、振替運用ができる。 【基金積立及び処分】 ・毎年度基金として積立てる額は予算で定めている。 ・基金は、条例第6条の規定に基づき、経済事情の変動等により財源が不足する場合において市債の償還の財源に充てるときなどに処分することができる。								

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 28年度実績 ・予算に基づき積立及び処分した。 29年度計画 ・予算に基づき積立及び処分する。		⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
		名称	単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
		ア 基金積立回数	回	1	1	1	1	1
		イ 基金処分回数	回	1	1	1	1	1
		ウ						
		エ						
		オ						
②対象（誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等 ・市債管理基金		⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移						
		名称	単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
		ア 市債管理基金残高	千円	502,824	493,824	484,824	505,824	466,824
		イ						
		ウ						
		エ						
		オ						
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） ・積立及び処分による市債管理基金の適正な管理		⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移						
		名称	単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
		ア 基金積立額	千円	91,000	91,000	91,000	71,000	61,000
		イ 基金処分額	千円	100,000	100,000	100,000	50,000	100,000
		ウ						
		エ						
		オ						
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） ・健全財政の維持確保		⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移						
		名称	単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
		ア 一括償還市債発行額に対する基金額の割合	%	55.9	54.9	69.3		
		イ						
		ウ						
		エ						
		オ						

(2) 総事業費の推移				単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0
			県支出金	千円	0	0	0	0	0
			地方債	千円	0	0	0	0	0
			その他	千円	0	0	0	0	0
			一般財源	千円	0	0	0	0	0
			事業費計 (A)	千円	0	0	0	0	0
	人件費		正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1
			延べ業務時間	時間	40	40	40	40	40
			人件費計 (B)	千円	163	169	168	166	166
			トータルコスト(A)+(B)	千円	163	169	168	166	166

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等	
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？	・市債の償還及び適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる健全な財務の運営に資するため
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは 5 年前と比べてどう変わったのか？	・国、地方ともに、少子高齢社会に伴う社会保障関係経費及び扶助費の増加、公債費の累積増等大幅な財源不足が続いている。 ・このような中、市債の資金調達は、政府資金から民間資金へ移行している。また、近年、住民参加型ミニ市場公募債が創設され、地方債計画上の市場公募債に位置づけられている。ミニ市場公募債については、満期一括償還による償還方法であることから、市債償還計画上、基金への積立を計画的に実施する必要があり、市債管理基金の適正な管理の必要性が高まっている。 ・平成17年度から導入しましたミニ市場公募債（コットン債）については、地方債に係る金融機関からの借入利率がコットン債の発行利率を下回っていること、市民の行政参加意識の高揚など当制度の目的がほぼ達成されたことなどにより、平成26年度をもって発行を終了としました。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	

2. 1 次評価の部 ＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある ・市債の償還及び適正な管理に必要な財源を確保し、将来の健全な財政運営を図るための事務である。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある ・市債の償還及び適正な管理に必要な財源を確保し、将来の健全な財政運営に資するために必要な事務である。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある ・市債償還のための適正な基金の積立、処分を行っている。
有効性評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地はない ☐ 向上余地がある ・満期一括償還の準備資金等市債償還財源の積立、処分を適正に行っている。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない ・基金の適正な管理が行えず、健全財政の維持確保が困難となる。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある ・職員による管理事務であり、特別の事業費はない。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずにより正社員以外の職員や委託でできないか （アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある ・基金積立、処分に必要の人件費である。
公平性評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある ・受益者負担の対象外の事務である。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☐ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☒ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の 2 次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1 次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える		(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																						
			削減	維持	増加																				
成果	向上																								
	維持		○																						
	低下																								
(2) 2 次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																									
(3) 2 次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他 2 次評価会議で指摘された事項																								